

令和3年度第2回龍ヶ崎市指定管理者選定委員会 次第

日 時：令和3年6月30日（水）

午後1時30分から

場 所：龍ヶ崎市役所附属棟1階 第1会議室

1 開 会

2 議 題

- (1) 「龍ヶ崎市龍ヶ崎市駅東駐輪場」、「龍ヶ崎市佐貫中央第1・第2駐輪場」の指定管理の方向性について
- (2) 「龍ヶ崎市龍ヶ崎市駅東駐輪場」、「龍ヶ崎市佐貫中央第1・第2駐輪場」の申請要領及び業務仕様書について
- (3) 指定管理者による指定管理施設の管理運営状況の評価について

【対象施設】

- ア 龍ヶ崎市龍ヶ崎市駅東駐輪場，龍ヶ崎市佐貫中央第1・第2駐輪場
- イ 龍ヶ崎市総合福祉センター
- ウ 龍ヶ崎市市民活動センター
- エ 龍ヶ崎市総合体育館外13施設

3 そ の 他

4 閉 会

令和3年度第3回龍ヶ崎市指定管理者選定委員会 次第

日 時：令和3年7月7日（水）

午後1時30分から

場 所：龍ヶ崎市役所5階 全員協議会室

1 開 会

2 議 題

(1) 指定管理者による指定管理施設の管理運営状況の評価について

【対象施設】

ア 龍ヶ崎市文化会館

イ 龍ヶ崎市立中央図書館

ウ 龍ヶ崎市ふるさとふれあい公園

エ 龍ヶ崎市農業公園豊作村（レンタルファーム・総合交流ターミナル）

オ 龍ヶ崎市農業公園豊作村（湯ったり館・運動広場）

カ 龍ヶ崎市龍ヶ岡市民農園

3 そ の 他

4 閉 会

議題(1)資料

指定管理者更新等の考え方について

施設名	現状・課題	今後の方向性等	次期管理運営及び選定方法等
<p>龍ヶ崎市駅東・佐貫中央第1・佐貫中央第2駐輪場</p>	<p>J R 龍ヶ崎市駅付近にある龍ヶ崎市駅東、佐貫中央第1、佐貫中央第2、計3つの市営駐輪場は、いずれも龍ヶ崎市駅周辺の環境整備を図り、もって道路交通の円滑化並びに自転車を利用する者の利便性に資することを目的に、龍ヶ崎市駅前の公共空間の確保のため定めた自転車放置区域において、自転車等利用者に駐車場所を提供しているものである。</p> <p>当該施設は、龍ヶ崎市シルバー人材センターを指定管理者として、駐輪場の利用登録や一時利用の承認に関する事務のほか、駐輪場の施設及び付帯設備の維持管理に関する業務、駐輪場の利用料金の徴収に関する業務、利用者に対するアンケート調査に関する業務を行っている。</p> <p>(指定期間：平成31年4月～令和4年3月（3年間）)</p> <p>近年の全市営駐輪場における年間定期利用者数（自転車のみ）は減少傾向にある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 駅東駐輪場の定期利用者数は、H30の5,944人（稼働率93.8%）に対してR元は5,717人（稼働率90.9%）、R2は4,714人（稼働率75.6%）。 ・ 中央第1駐輪場の定期利用者数は、H30の1,557人（稼働率34.8%）に対してR元は1,444人（稼働率31.9%）、R2は1,129人（稼働率25.0%）。 ・ 中央第2駐輪場の定期利用者数は、H30の2,120人（稼働率43.6%）に対してR元は1,840人（稼働率35.7%）、R2は1,220人（稼働率23.5%）。 <p>いずれの駐輪場もR2については減少が顕著だが、駐輪場の性質として鉄道利用者の利便性を目的にした市営駐輪場なので、年々減少する鉄道利用者の影響に加えてコロナ禍の影響で鉄道を利用した通学と通勤者が著しく減少し、駐輪場の利用者数も減少した。</p> <p>利用者に対するアンケート調査の結果では、回答者の大半がシルバー人材センターが指定管理者として運営している駐輪場利用に「満足・やや満足」と回答しており、鉄道利用者への利便性は確保できているといえる。また、龍ヶ崎市駅東口放置自転車の撤去台数については、減少傾向にあり、放置自転車対策としても、その成果が着実に現れている。</p>	<p>駐輪場の管理運営を主とする業務である。施設利用申込の受付や料金徴収、自転車の整理などを中心とする軽易な業務を行う施設の管理運営である。</p> <p>超高齢社会を踏まえ、高齢者が活躍できる環境の整備が当市でも課題となっている。高齢者が生きがいを持って社会参加することは、健康維持、介護予防となることが期待され、社会保障関係費の負担の軽減にもつながると考えられる。</p> <p>そのためには、高齢者の就業機会を確保し、就業を通じた生きがい・健康づくりを促進することが重要となっている。</p> <p>市営駐輪場の指定管理者であるシルバー人材センターは、高齢者への臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業機会を提供するための取組を進めており、本業務は、同センターの公共公益活動の趣旨に合致しているものである。</p> <p>増加する高齢者への就業を安定的に提供していくためには、現状以上の営業努力が必須であるが、同センターが受注できる業務は、植木剪定や草刈り、駐車場・駐輪場の管理等の軽作業等に限定され、自助努力だけでは限界がある。</p> <p>こうした中、本市では、まちづくりの基本方向を示す最上位の計画「第2次ふるさと龍ヶ崎戦略プラン」の目標に、「地域の潜在力を活かした仕事とにぎわいを創出するまちづくり」を掲げており、これらの施策や「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」の趣旨などを踏まえ、高齢者の就業機会を確保するための施策等を積極的に推進する必要がある。</p> <p>今後の市営駐輪場の次期指定管理についても前述の高齢者施策の推進等を踏まえ、同センターを指定管理者として選定できるよう、引き続き、経営改善に関する指導・支援等に努めるものとする。</p> <p>なお、J R 龍ヶ崎市駅利用者減少に伴い、駐輪場利用者が減少傾向にある中、近年のコロナ禍の影響で益々鉄道利用者が減少している傾向がある。今後もコロナ禍の影響により駐輪場の稼働率が減少することが予想できるので、施設運営に要する経費設定などの長期的な予測が困難な状況であることから、指定期間については、これまでどおり3年間とする。</p>	<p>令和4～令和6年度（3年間）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理（非公募／シルバー人材センター）

議題(2)資料

龍ヶ崎市龍ヶ崎市駅東駐輪場・
龍ヶ崎市佐貫中央第1・第2駐輪場
指定管理者申請要領

令和3年4月

龍ヶ崎市 市民生活部 生活安全課

目 次

1. 管理運営対象施設.....	1
2. 利用時間及び受付時間.....	1
3. 指定期間.....	2
4. 指定管理業務の内容.....	2
5. 要求水準.....	3
6. 業務従事者の配置等に関する基準.....	3
7. リスク（責任）分担.....	3
8. 保険加入.....	5
9. 施設の管理運営に関する経費等.....	5
10. 募集に関する事項.....	6
11. 申請に関する事項.....	8
12. 審査及び選定に関する事項.....	8
13. 審査基準.....	9
14. 協定の締結.....	10
15. 管理運営業務を実施するに当たっての留意事項.....	11
16. 管理運営に関する評価.....	12
17. その他.....	12
18. 指定申請書の提出及び問合せ.....	13
19. 様式等一覧.....	13
様式第1号(第3条関係).....	14
様式第2号(第3条関係).....	15
様式第3号(第3条関係).....	18
様式第4号(第3条関係).....	20
参考様式第1号.....	21
参考様式第2号.....	22
参考様式第3号.....	23

1. 管理運営対象施設

龍ヶ崎市龍ヶ崎市駅東駐輪場・龍ヶ崎市佐貫中央第1・第2駐輪場の管理運営に対する基本的な考え方については、【龍ヶ崎市龍ヶ崎市駅東駐輪場・龍ヶ崎市佐貫中央第1・第2駐輪場業務仕様書】でご確認ください。

(1) 設置目的

龍ヶ崎市駅周辺の環境整備を図り、もって道路交通の円滑化並びに自転車を利用する者の利便に資することを目的としています。

(2) 施設概要

	名称・所在地	敷地面積	収容台数（参考）	
			利用登録	自転車 520台
1	龍ヶ崎市龍ヶ崎市駅東駐輪場 龍ヶ崎市佐貫3丁目4番地2	約607㎡	一時利用	階段下 電磁ラック 54台

施設構成：定期利用分 1階 239台，2階230台，別棟51台

一時利用分 階段下12台，電磁ラック54台（精算機1台あり）

構造：鉄骨造一部2階建（立体自走式）

	名称・所在地	敷地面積	収容台数（参考）	
			利用登録	自転車 277台 原付 100台
1	龍ヶ崎市佐貫中央第1駐輪場 龍ヶ崎市佐貫1丁目10番地1	約513㎡	一時利用	自転車 10台 原付 8台
2	龍ヶ崎市佐貫中央第2駐輪場 龍ヶ崎市佐貫3丁目14番地1	約516㎡	利用登録	自転車 402台 原付 30台
			一時利用	自転車 5台 原付 6台

構造：鉄骨造平屋 鉄板葺 外壁なし（屋根付き平置式）

付帯設備：管理室，保安施設（フェンス等）

2. 利用時間及び受付時間

龍ヶ崎市龍ヶ崎市駅東駐輪場・龍ヶ崎市佐貫中央第1・第2駐輪場の利用時間及び受付時間については、下記のとおりです。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができます。

(1) 駐輪場は、24時間利用可能とします。

(2) 駐輪場の利用受付時間は、午前8時30分から午後5時15分とします。申請者は利用者の利便

性向上のため、受付時間を変更することができますので、利用受付時間に関する提案がある場合は、その内容を事業計画書【様式第2号】において記載してください。

3. 指定期間

令和4年（2022年）4月1日から令和7年（2025年）3月31日までの3年間（予定）とします。

4. 指定管理業務の内容

主な指定管理業務は以下のとおりです。業務内容の詳細については、【龍ヶ崎市龍ヶ崎市駅東駐輪場・龍ヶ崎市佐貫中央第1・第2駐輪場業務仕様書】でご確認ください。

(1) 施設の運営に関する業務

- ①駐輪場の利用登録及び一時利用の承認に関する業務
- ②駐輪場の使用料の徴収・納入に関する業務
- ③施設・設備の貸出しに関する業務
- ④利用者サービスの提供に関する業務
- ⑤広報・宣伝に関する業務

(2) 施設の管理に関する業務

- ①駐輪場の施設及び付帯施設の維持管理に関する業務
- ②環境維持管理に関する業務
- ③施設保全に関する業務
- ④物品管理に関する業務
- ⑤危機管理に関する業務

(3) 自主事業

自主事業とは、施設の設置目的に沿って申請者が独自に企画し行う事業です。申請者は、施設の利用促進を図るとともに施設を有効活用するため、以下の事項に留意し、その内容を事業計画書に記載し提案してください。なお、実施に当たっては事前に市長の承認が必要となります。業務の詳細については、「龍ヶ崎市龍ヶ崎市駅東駐輪場・龍ヶ崎市佐貫中央第1・第2駐輪場業務仕様書」でご確認ください。

- ①自主事業の実施の可否は、施設の設置目的に照らして判断することになります。したがって、自主事業が設置目的を踏まえてふさわしくないと判断される場合は、実施を承認しない場合があります。なお、自主事業の実施により収入を得た場合、その収入は指定管理者の収入になります。
- ②自主事業が本来業務（指定管理業務）に支障を与えていると判断される場合は、自主事業の改善、中止等を命じる場合があります。

(4) その他の業務

- ①事業計画書の提出
- ②業務報告書、事業報告書の提出

- ③利用者アンケート調査の実施
- ④モニタリングの実施
- ⑤指定管理者選定委員会からの評価・意見への対応
- ⑥関係機関との連絡調整
- ⑦指定期間終了による引継業務

5. 要求水準

次の表は、市から指定管理者への管理運営に当たっての要求水準です。申請者は、この要求水準を踏まえ、事業計画書【様式第2号】において数値目標を提案してください。

なお、提案した数値目標は、指定管理開始後に実施する管理運営に関する評価の際に、その達成状況等を確認することになります。

利用者数の推移等の詳細については、【龍ヶ崎市龍ヶ崎市駅東駐輪場・龍ヶ崎市佐貫中央第1・第2駐輪場業務仕様書】の附属資料②【近年の駐輪場利用実績、収支決算状況】でご確認ください。

(1) 龍ヶ崎市龍ヶ崎市駅東駐輪場要求水準

指 標	数 値
稼働率（定期利用）	85%
満足度（利用者アンケート）	70%（駐輪場全体：満足， やや満足の合計）

(2) 龍ヶ崎市佐貫中央第1・第2駐輪場要求水準

指 標	数 値
稼働率（定期利用）	佐貫中央第1駐輪場 30%（自転車・バイク含） 佐貫中央第2駐輪場 30%（自転車・バイク含）
満足度（利用者アンケート）	70%（駐輪場全体：満足， やや満足の合計）

6. 業務従事者の配置等に関する基準

業務従事者の配置等に関する基準の詳細については、【龍ヶ崎市龍ヶ崎市駅東駐輪場・龍ヶ崎市佐貫中央第1・第2駐輪場業務仕様書】でご確認ください。申請者は、事業計画書【様式第2号】において、業務従事者の配置等について提案してください。

7. リスク（責任）分担

リスク分担の基本的な考え方は、次のとおりです。なお、詳細は【龍ヶ崎市龍ヶ崎市駅東駐輪場・龍ヶ崎市佐貫中央第1・第2駐輪場の管理運営に関する基本協定】の締結の際に定めます。

項 目	内 容	リスク分担	
		市	指定管理者 （申請者）
申 請	指定管理者の指定申請に関して必要となる費用		○
議会の議決が得られなかった等、協定が締結できなかった場合	申請に関して負担した費用及び生じた損害		○
	管理運営の準備のために負担した費用及び生じ		○

	た損害		
協定締結後、協定を破棄せざるを得ない場合	申請に関して負担した費用及び生じた損害		○
	管理運営の準備のために負担した費用及び生じた損害		○
債務不履行	市が協定内容を不履行	○	
	指定管理者が業務及び協定内容を不履行		○
運営費の上昇	指定管理者側の要因による運営費用の増大		○
	市側の要因による運営費用の増大	○	
	施設の管理運営に関する法令等の変更による経費の増加	○	
	人件費、物品費等の物価及び金利の変動に伴う経費の増加		○
書類の誤り	仕様書等市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
住民対応	指定管理者が適切に管理運営すべき業務に関する苦情等		○
情報の安全管理	指定管理者の責めに帰すべき事由による個人情報の漏洩や犯罪発生等		○
要求水準の未達成	協定により定めた管理運営サービスの要求水準不適合に伴う対策経費の増加等		○
需要変動・施設の競合	需要の見込み違い、競合施設による利用者減、収入減		○
施設・設備・備品等の損傷	経年劣化によるもので極めて小規模（1件当たり10万円以下）なもの		○
	経年劣化によるもので上記以外のもの	○	
	指定管理者の管理上における瑕疵及び指定管理者の責めに帰すべき事由による施設・設備・備品等の損傷		○
	市の責めに帰すべき事由による施設・設備・備品等の損傷	○	
	第三者の行為から生じた極めて小規模（1件当たり10万円以下）なもので相手方が特定できないもの		○
	第三者の行為から生じた上記以外のもので相手方が特定できないもの	○	
	相手方は特定できるが相手方に支払い能力がない場合	協 議	
資料等の損傷	指定管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	第三者の行為から生じた極めて小規模なもので相手方が特定できないもの		○
	第三者の行為から生じた上記以外のもので相手方が特定できないもの	○	
	相手方は特定できるが相手方に支払い能力がない場合	協 議	
管理運営上の事故等に伴う損害賠償	施設管理上の瑕疵による事故又は指定管理者の責めに帰すべき行為により利用者に損害を与えた場合又は臨時休業に伴う損害		○
	騒音、振動、悪臭の発生等施設の管理上において周辺住民等第三者の生活環境を阻害し損害を与えた場合		○
	市側の要因により、施設の管理運営業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費の負担	○	
	上記以外の場合	協 議	

事業終了時の費用	指定期間の満了又は期間中途における業務の廃止に伴う撤収費用		○
不可抗力	自然災害（地震，台風等），暴動等による業務の休止，変更，延期又は臨時休業	協 議	

8. 保険加入

損害賠償責任が生じた場合に備え，保険会社により提供されている【指定管理者賠償責任保険（市と指定管理者を被保険者とするもの）】に加入してください。また，その他施設の管理運営に際し，必要となる保険についても加入してください。

9. 施設の管理運営に関する経費等

龍ヶ崎市龍ヶ崎市駅東駐輪場・龍ヶ崎市佐貫中央第1・第2駐輪場の管理運営に要する経費は，市が支払う指定管理料にて賄うこととします。

(1) 指定管理者の収入として認められるもの

指定管理者の収入として認められるものは以下のとおりです。それらの収入は，龍ヶ崎市龍ヶ崎市駅東駐輪場・龍ヶ崎市佐貫中央第1・第2駐輪場の管理運営に要する経費に充てることとします。この他に自主事業の実施により得られた収益を充当することも可能です。

- ①指定管理料
- ②その他の収入（自主事業の実施に伴う収益 等）

(2) 指定管理者の管理運営経費として認められるもの

- ①施設運営費（光熱水費 等）
- ②施設維持管理費（修繕料 等）

1件当たりの見積価格が10万円以下の修繕については，市の承認を得て指定管理者が行うこととし，10万円を超える修繕については，市が行うこととします。

- ③人件費
- ④その他の経費（防犯対策に係る経費等）

防犯対策の強化に向け，照明等の工夫や監視カメラの設置に関する提案を事業計画書【様式第2号】に記載してください。

※自主事業の実施に要する経費は計上できません。

(3) 指定管理料

指定管理料は，会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに，申請時に提案された金額をもとに，協定を締結する際，市と指定管理者の協議によって決定します。

なお，市が支払う各年度における指定管理料の上限額は，下表のとおりです。

（税込）

指定管理料	令和4年（2022年）度	19,910千円
	令和5年（2023年）度	19,910千円
	令和6年（2024年）度	19,910千円

	合 計	59,730千円
--	-----	----------

※指定管理料の提案に当たっては、令和3年（2021年）中に適用予定の消費税率を考慮した管理運営経費を試算したうえで、各年度ごとの指定管理料を提案してください。

提案する各年度ごとの指定管理料が、上記の上限額を超えている場合には、失格とします。

(4) 指定管理料の支払い

指定管理料の支払い時期、支払い方法に関することについては協定で定めます。

(5) 備品等の取扱い

備品等に関する詳細は、【龍ヶ崎市龍ヶ崎市駅東駐輪場・龍ヶ崎市佐貫中央第1・第2駐輪場業務仕様書】の附属資料3【備品台帳】でご確認ください。

①現に施設に配置している備品は、無償貸与します。

②指定管理者が備品を購入する場合は、あらかじめ市と協議してください。

③指定管理者が、指定後に新たに購入・調達した備品については、市に帰属するものとします。

(6) 管理口座・区分経理

指定管理業務に係る経費及び収入は、指定を受けた団体が指定を受けた時点で開設している口座とは区分し、新たに別の口座を開設し、管理してください。ただし、現在の指定管理者が引き続き指定管理者となる場合は、この限りではありません。また、指定管理業務に係る経理は、その他の業務に係る経理と区分して管理するものとします。

(7) 管理運営経費の精算

指定管理業務を市が示した基準どおりに実施する中で、経費削減等により、指定管理者の経営努力によって生じた管理運営経費の余剰金については、原則として精算による返還を求めません。

ただし、業務仕様書で規定している内容を実施していないなど、当初の協定金額どおり支払うことが合理的でないと認められるときは、精算による返還を求めることがあります。

10. 募集に関する事項

(1) 募集及び選定等のスケジュール

内 容	時 期
①申請要領及び業務仕様書の配布、質問受付及び回答	令和3年6月29日～7月5日
②申請書の受付	令和3年7月5日～7月8日
③プレゼンテーション及びヒアリングの実施及び指定管理者候補の選定	令和3年8月4日

④市による指定管理候補者の決定	令和3年8月上旬
⑤審査結果の通知	令和3年8月上旬
⑥仮協定の締結	令和3年8月中旬
⑦指定管理者の指定	令和3年第3回市議会定例会（議会承認後）
⑧基本協定及び年度協定の締結	令和3年3月下旬

(2) 募集及び選定手続き

①申請要領及び業務仕様書の配布，質問受付及び回答

申請要領等を次のとおり配布します。（土日祝日は除く）

- ・ 配布期間：令和3年6月29日（火）～令和3年7月5日（月）17:00まで
- ・ 配布場所：龍ヶ崎市 市民生活部 生活安全課
- ・ 配布時間：8:30～17:00（12:00～13:00を除く）

②申請書の受付

- ・ 受付期間：令和3年7月5日（月）～令和3年7月8日（金）
- ・ 受付時間：8:30～17:00（12:00～13:00を除く）
- ・ 提出場所：龍ヶ崎市 市民生活部 生活安全課
- ・ 提出方法：必ず提出場所に持参してください。

③プレゼンテーション及びヒアリングの実施及び指定管理者候補の選定

申請者からの管理運営に関するプレゼンテーション及び申請者へのヒアリングを実施し、指定管理候補者の選定を行います。

- ・ 令和3年8月4日（水）

④指定管理候補者の決定

市は、龍ヶ崎市指定管理者選定委員会の選定結果を踏まえ、指定管理候補者を決定します。

⑤審査結果の通知

審査結果については、申請者（共同事業者については代表者）へ郵送にて通知します。

⑥仮協定の締結

市は、指定管理候補者と事前準備等についての協議を行い、協議成立後、仮協定を締結します。

⑦指定管理者の指定

市は、龍ヶ崎市議会（令和3年12月議会予定）の議決後に、指定管理候補者を指定管理者として指定します。

⑧基本協定及び年度協定の締結

議会の議決を受けて、市は指定管理者と基本協定を締結します。なお、指定期間中は会計年度ごとに別途年度協定を締結します。

11. 申請に関する事項

(1) 申請要件

管理運営業務を履行できる能力があると認められる法人又は団体であれば申請できます。

(2) 提出書類

- ア 指定管理者の指定申請書（様式第1号）
- イ 管理に関する事業計画書（様式第2号）
- ウ 管理に関する収支計画書（様式第3号）
- エ 委任状（参考様式第3号）

提出部数

必要書類を正本1部・副本11部（副本は複写可）提出してください。

(3) 申請に係る費用

申請に関して必要となる費用は、全て申請者の負担とします。

(4) 申請における留意事項

- ①申請者は、申請書の提出をもって、本要領の記載事項を承諾したものとみなします。
- ②受付期限を過ぎた場合、軽微な修正を除き、提出された書類の内容変更及び書類の追加はできません。
- ③提出された書類は理由の如何によらず、全て返却いたしません。
- ④提出書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。
- ⑤一申請者につき、提案は一案とします。複数の提案はできません。
- ⑥提出された書類及び指定管理者選定委員会による選定結果は、龍ヶ崎市情報公開条例の規定に基づき、非公開とすべき箇所を除いて、公開することがあります。
- ⑦申請書類提出後に辞退する場合は、書面（様式任意）にて提出してください。

12. 審査及び選定に関する事項

(1) 指定管理者選定委員会の設置

申請者の審査及び指定管理候補者の選定を公平かつ適正に実施するため、学識経験者、公募市民等で構成する「龍ヶ崎市指定管理者選定委員会」を設置します。

龍ヶ崎市指定管理者選定委員会では、申請者から提出された書類の審査を行った後、プレゼンテーション、ヒアリング等を実施し、指定管理候補者の選定を行います。

(2) 審査対象からの除外

- ①提出された書類に虚偽又は不正があった場合
- ②審査に対し不当な要求を申し入れた場合
- ③指定管理者選定委員会委員に個別に接触した場合
- ④申請要領に違反又は著しく逸脱した場合

⑤書類提出後に事業計画の内容を変更した場合

⑥その他の不正行為があった場合

(3) 失格事由

申請者が次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

①地方自治法施行令第167条の4の規定に該当している者

②地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがあり、その取消しから2年を経過しない者

③市から指名停止措置を受けている者

④会社更生法、民事再生法等に基づき更生又は再生手続きをしている者

⑤国税又は地方税を滞納している者

⑥暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者

⑦提案した指定管理料が、市が示す指定管理料の上限額を上回っている場合

⑧①～⑥の全部又は一部に該当する法人を含んでグループを構成している団体

13. 審査基準

審査は、下記の審査基準表に基づいて行います。

(1) 指定管理者としての認識	市の方針、施設の設置目的等を的確に理解し、公の施設の指定管理者となる意義や責務を認識しているか。また、管理運営に対する熱意を十分に持っているか。
(2) 管理運営実績	①同種の施設の管理運営実績はあるか。 ②施設の管理運営に関する専門的知識や資格、経験を十分に有しているか。 ③共同事業者による申請の場合、それぞれの役割・責任分担が明確になっているか。
(3) 経営基盤の安定性	経営が安定しており、施設の管理を継続的・安定的に行う能力を有しているか。
有効性	
(1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み	①施設の効用を最大限に発揮するとともに、設置目的に沿った成果が得られるよう、適切な運営方針や目標などが定められているか。 ②施設の利用者の増加や利便性を高めるための実施可能な提案があるか。 ③複数の施設を一括して管理する場合、施設間の有機的な連携が図られているか。 ④施設及び備品の維持管理に関する考え方は適正であり、効果的な提案がなされているか。 ⑤施設の設置目的に応じた営業・広報活動に関する効果的な提案があるか。
(2) 利用者の満足度向上	①利用者の意見を把握し、それを反映できる仕組みがあるか。 ②利用者からの苦情への対応が十分に考えられているか。 ③利用者への情報提供が図られるよう十分に考えられているか。 ④その他利用者満足度を向上させるための具体的な提案があるか。
効率性	

(3) 指定管理業務に係る費用	①指定管理料が妥当なものであるか。 ②経費を低減するための実施可能な提案があるか。 ③積算根拠が明確であり、適切な収支計画となっているか。 ④清掃や警備、設備の保守点検等の管理業務について、効率・効果的な提案がなされているか。
適正性	
(4) 管理運営体制など	①施設の管理責任者や管理体制が明確に示されているか。 ②配置する職員数や専門職員の配置が適切であり、雇用・労働条件等が配慮されているか。 ③職員の資質や能力向上が図られるよう考えられているか。 ④地元貢献（地域経済活性化や地域との連携 など）のための具体的な提案がなされているか。
(5) 平等利用，安全対策，危機管理体制など	①施設の利用者の個人情報保護するための対策が十分に考えられているか。 ②利用者が平等に利用できるよう配慮されているか。 ③日常の事故防止などの安全対策や事故発生時の対応などが十分に考えられているか。 ④防犯，防災対策や非常災害時の危機管理体制などが十分考えられているか。

14. 協定の締結

(1) 仮協定書の締結

正式に指定管理者としての指定を受けるには、議会の承認が必要となりますので、指定管理候補者として決定された申請者は、事前に市との仮協定を締結します。

(2) 協定書の締結

議会の承認後、指定期間全体に関する協定（基本協定）と単年度ごとの詳細事項を定める協定（年度協定）の二段階に分けて協定を締結します。

①基本協定書で定める主な内容

- ・ 総則（目的，信義則，管理物件，指定期間 等）
- ・ 業務範囲（指定管理業務の範囲，市が行う業務の範囲 等）
- ・ 実施要件（業務従事者の配置，業務開始の準備，情報の管理 等）
- ・ 備品等の扱い
- ・ 業務実施に係る確認事項（事業計画書，事業報告書等の提出 等）
- ・ 指定管理料等の扱い（指定管理料，指定管理料の変更 等）
- ・ 損害賠償及び不可抗力（損害賠償，不可抗力発生時の対応・費用負担 等）
- ・ 指定期間の終了（業務の引継ぎ，原状回復義務 等）
- ・ その他（本業務の範囲外の業務，協定の変更 等）

②年度協定書で定める内容

- ・ 年度協定の目的
- ・ 年度協定の期間
- ・ 業務内容
- ・ 指定管理料
- ・ 疑義等の決定
- ・ その他

(3) 協定の締結に際し必要な事項

協定の締結に際し、必要な事項については、市と指定管理者が協議のうえ、定めることとします。また、協定書に定めのない事項、または協定書の内容に疑義が生じた場合は、市と指定管理者との間で協議します。

(4) 協定が締結できないときの措置

指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。その際、管理運営の準備のために支出した費用については、一切補償しません。

- ① 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき
- ② 財務状況の悪化等により、管理業務の履行が確実でないと認められるとき
- ③ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者として相応しくないと認められるとき

15. 管理運営業務を実施するに当たっての留意事項

(1) 法令等の遵守

龍ヶ崎市龍ヶ崎市駅東駐輪場・龍ヶ崎市佐貫中央第1・第2駐輪場の管理運営に当たっては、次に掲げる法令等を遵守し適正な管理に努めてください。

- ① 地方自治法
- ② 労働基準法，労働安全衛生法等の労働関係法令
- ③ 龍ヶ崎市自転車等駐輪場の設置及び管理に関する条例及び同条例施行規則
- ④ 龍ヶ崎市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例及び同条例施行規則
- ⑤ 龍ヶ崎市個人情報保護条例
- ⑥ 龍ヶ崎市情報公開条例
- ⑦ 龍ヶ崎市暴力団排除条例
- ⑧ 施設維持，設備保守点検に関する法規
- ⑨ その他関連法規

(2) 個人情報の取扱い

市では、個人情報の保護を図るため、龍ヶ崎市個人情報保護条例を定め、個人の権利利益を保護し、市政の適正かつ公正な運営を図っています。指定管理者においても、当該条例の趣旨を理解し、個人情報の適正な管理を行ってください。

(3) 業務の再委託

指定管理者は、事業に係る業務を一括して第三者に委託することはできません。ただし、指定管理業務の基幹的業務以外の清掃，警備及び設備の保守点検等の維持管理業務等に関して、あらかじめ市が認めた場合は、この限りではありません。

なお、業務を再委託する場合には、地域経済活性化の観点から、地元企業への優先的な発注

に努めてください。

16. 管理運営に関する評価

市は、指定期間中における管理運営状況を確認するため、市による評価を行います。

協定等に従い、適正かつ確実なサービスが提供されているか、サービスの安定的・継続的な提供がなされているか、数値目標は達成できているかどうか等の視点で、現地調査及び書類審査等により管理運営状況に関する評価を行い、その結果を公表します。評価の結果、指定管理者が管理を継続することが適当でないとする場合は、市は、業務の改善等必要な指示を行い、これに従わないときは、業務の停止、さらには指定の取消しを行うものとします。

17. その他

(1) 業務の継続が困難になった場合の措置

指定管理者は、業務の継続が困難となった場合、又はその恐れが生じた場合は、速やかに市に報告しなければなりません。その場合の措置については、次のとおりです。

①指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により、事業の継続が困難になった場合、市は指定の取消しをすることができるものとします。その場合、市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。

②当事者の責めに帰すことができない事由による場合

不可抗力その他、市及び指定管理者いずれの責めにも帰すことができない事由により、業務の継続が困難になった場合、業務継続の可否について両方で協議を行うものとします。

協議の結果、業務の継続が困難と判断した場合、市はその指定を取り消すことができるものとします。

(2) 事務・業務の引継ぎについて

仮協定締結以降、市と指定管理候補者は、令和4年4月の業務開始に向けて、事務・業務引継ぎを行っていきます。また、指定期間の終了もしくは指定の取消しにより、次期指定管理者に業務を引き継ぐ場合についても同様に行うものとします。

なお、事務・業務引継ぎに係る経費については、指定管理者の負担を基本とします。

(3) 議会の議決が得られなかった場合等の措置

市議会での議決が得られない場合、又は議決を得るまでの間に、指定管理候補者を指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じた場合は、仮協定を解除し、当該候補者を指定管理者に指定しません。

なお、当該候補者が申請に関して負担した費用及び管理運営の準備のために負担した費用については、一切補償しません。

(4) 暴力団等の排除措置

選定結果通知後、申請者（業務従業員を含む）が、暴力団等である又は関わり合いがあると

判明した場合、以下の措置をとります。

- ・ 指定管理者として指定する前…指定管理者の指定は行いません。
- ・ 指定管理者として指定した後…指定を取り消します。

(5) 指定期間中の施設廃止について

本要領では、指定期間（予定）3年と定めていますが、市側のやむを得ない事情により、指定期間の途中で指定管理施設の一部又は全部を廃止せざるを得ない場合があります。その場合の具体的な対応については、指定管理者と市が協議を行い決定します。

18. 指定申請書の提出及び問合せ

〒301-8611 龍ヶ崎市3710番地

龍ヶ崎市 市民生活部 生活安全課

TEL 0297-64-1111（内線491）

FAX 0297-60-1584

E-mail seian@city.ryugasaki.lg.jp

19. 様式等一覧

様式	内 容
様式第1号	指定管理者の指定申請書
様式第2号	事業計画書
様式第3号	収支計画書
様式第4号	指定申請資格についての申立書
参考様式第1号	質問書
参考様式第2号	申請団体の概要
参考様式第3号	委任状

様式第 1 号(第 3 条関係)

年 月 日

龍ヶ崎市長 様

所在地
法人等の名称
代表者職氏名

印

指定管理者の指定申請書

下記の公の施設について、龍ヶ崎市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第3条の規定により、指定管理者の指定を受けたいので、別添の関係書類を添えて申請します。

記

公の施設の名称 龍ヶ崎市龍ヶ崎市駅東駐輪場・龍ヶ崎市佐貫中央第1・第2駐輪場

事業計画書

【申請する公の施設】

名称	龍ヶ崎市龍ヶ崎市駅東駐輪場・龍ヶ崎市佐貫中央第 1・第 2 駐輪場
----	-----------------------------------

【申請者概要】

ふりがな 申請者の名称			
代表者職氏名			
所在地	〒		
電話番号		FAX	
設立年月日			
資本金		職員数	
沿革			
主な事業内容			
組織体制			

【申請担当者】

部署等			
職氏名			
電話番号		FAX	
メールアドレス			

1 指定管理者としての適性
(1) 指定管理者としての認識
市の方針や施設の設置目的の理解, 指定管理者となる意義や責務に関する認識について
(2) 管理運営実績
①同種の施設の管理運営実績について(指定管理・業務委託等の別, 施設名, 所在地, 期間, 主な業務等を記載)
②施設の管理運営に関する専門的知識や資格, 経験等について
③共同事業体により管理運営を行う場合の役割・責任分担等について
(3) 経営基盤の安定性
安定かつ継続的に施設の管理運営を行っていくための経営基盤について
2 管理運営計画の適確性
【有効性】 (1) 施設の設置目的に向けた取組
①施設の設置目的の達成に向けた運営方針や目標設定について
②施設利用者数の増加や利便性の向上策について(利用促進に対する取組, 期待される効果等) (開館時間や休館日の設定, 自主事業の提案についてもこの欄に記載してください。)
③複数の施設を一括して管理する場合の有機的連携策について
④施設及び備品の維持管理について
⑤施設の設置目的に応じた営業・広報活動について
⑥その他管理運営に関する提案
【有効性】 (2) 利用者の満足度向上
①利用者の意見の把握とそれらの反映のための仕組みについて
②利用者からの苦情への対応について

<p>③利用者への情報提供について（料金・イベント等の案内や施設利用の注意事項の周知等）</p> <p>④その他利用者満足度向上のための具体策（自主事業等）について</p>
<p>【効率性】 （3） 指定管理業務に係る費用</p>
<p>①指定管理料について（指定期間中の年度ごとの金額，考え方，算出方法）</p> <p>②経費低減のための取組について</p> <p>③収支計画の内容について</p> <p>④清掃，警備，設備の保守点検等の管理業務について</p>
<p>【適正性】 （4） 管理運営体制等</p>
<p>①施設の管理責任者及び管理体制について（組織及び職員構成，常勤・非常勤の別，指揮命令系統等）</p> <p>②職員の配置や雇用・労働条件等について（勤務時間やシフト表，職務内容等）</p> <p>③職員の資質や能力向上のための取組について</p> <p>④地元貢献（地域経済活性化や地域との連携等）について</p>
<p>【適正性】 （5） 平等利用，安全対策，危機管理体制 等</p>
<p>①個人情報保護の対策について（取組方針，管理体制，職員への徹底等）</p> <p>②利用者の平等利用について（市民・市民団体等の参加，協働の推進を図る方策等）</p> <p>③日常の安全対策や事故発生時における対応策について（考え方や体制，具体的手法等）</p> <p>④防犯及び防災対策や非常災害時における危機管理体制について（考え方や体制，具体的手法等）</p>

※ 記入欄が不足する場合は，適宜欄を拡大するか，別紙(任意)に記載してください。

※ 関連資料等がある場合は，別途任意にて作成し添付してください。

様式第3号(第3条関係)

収支計画書

施設名：龍ヶ崎市龍ヶ崎市駅東駐輪場・龍ヶ崎市佐貫中央第1・第2駐輪場

収入

(単位：千円)

区分	収入計画					計	摘要
	年度	年度	年度	年度	年度		
収入合計(A)							

支出

(単位：千円)

区分	支出計画					計	摘要
	年度	年度	年度	年度	年度		
1 事業費 (施設運営費)							
2 施設管理維持費							
3 人件費							
4 その他管理運営経費							
小計							
消費税							
支出合計(B)							

収支明細

(単位：千円)

区分	年度	年度	年度	年度	年度	計	摘要
収入合計(A)							
支出合計(B)							
収支(A)-(B)							

※ 区分及び欄は、適宜追加・補正してください。

※ 指定期間の各年度の収入・支出内訳書を添付してください。

収入・支出内訳書【 年度】

【収入内訳】

(単位：千円)

項 目	金 額	積算根拠
1 (小計)		
2 (小計)		
収入合計		

【支出内訳】

(単位：千円)

項 目	金 額	積算根拠
1 (小計)		
2 (小計)		
支出合計		

- ※ 指定期間の各年度ごとに作成してください。
- ※ 欄が不足する場合は、適宜各欄を追加するか、複数枚に記載してください。
- ※ 積算根拠となる資料を添付してください。

年 月 日

龍ヶ崎市長 様

申立人 所在地
法人等の名称
代表者職氏名 印

指定申請資格についての申立書

次の公の施設の指定管理者の指定申請書を提出するに当たり、申立人(申請者)は、下記の項目のいずれにも該当していないことを申し立てます。

なお、申請後において、下記の項目に該当することが判明したときや該当することになったときは、速やかに貴職宛てに申し出るとともに、失格や指定取消し等の処分を受けることがあっても異議のないことを誓約します。

公の施設の名称 龍ヶ崎市龍ヶ崎市駅東駐輪場・龍ヶ崎市佐貫中央第 1・第 2 駐輪場

記

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当している者
- (2) 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取消しを受けたことがあり、その取消しから 2 年を経過しない者
- (3) 市から指名停止措置を受けている者
- (4) 会社更生法、民事再生法等に基づき更正又は再生手続をしている者
- (5) 国税又は地方税を滞納している者
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に掲げる暴力団及びその他利益となる活動を行う者

令和 年 月 日

法人等の名称		
担当者	所属部署名	
	職 氏 名	
	電 話 番 号	
	F A X	
	電子メールアドレス	

質 問 書

龍ヶ崎市龍ヶ崎市駅東駐輪場・龍ヶ崎市佐貫中央第 1・第 2 駐輪場の指定管理者の申請に当たり、下記のとおり質問します。

質問事項	質問内容

申請団体の概要

(令和 年 月現在)

申請者名				
所在地	〒			
TEL		FAX		
代表者職氏名				
設立年月日				
従業員数				
資本金				
沿革				
業務内容				
主な実績				
財政状況 (過去直近 3か年の状況)	年度	令和 年	令和 年	令和 年
	総収入			
	総支出			
	当期損益			

委 任 状

令和 年 月 日

グループの名称

構成員 所在地
法人等の名称
代表者名 ⑩

構成員 所在地
法人等の名称
代表者名 ⑩

構成員 所在地
法人等の名称
代表者名 ⑩

構成員 所在地
法人等の名称
代表者名 ⑩

私は次の法人等をグループの代表法人等とし、龍ヶ崎市龍ヶ崎市駅東駐輪場・龍ヶ崎市佐貫中央第 1・第 2 駐輪場の指定管理者の申請手続き等に関して次の事項を委任します。

受任者 所在地
法人等の名称
代表者名 ⑩

委任事項

- 1 指定管理者申請関係書類の作成及び提出に関する件
- 2 申請の辞退に関する件
- 3 協定の締結に関する件

龍ヶ崎市龍ヶ崎市駅東駐輪場・
龍ヶ崎市佐貫中央第1・第2駐輪場
業 務 仕 様 書

令和3年4月

龍ヶ崎市 市民生活部 生活安全課

目 次

I. 管理運営に対する基本的な考え方	1
II. 施設の運営に関する業務の基準	1
1. 駐輪場の利用登録及び一時利用の承認に関する業務	1
2. 駐輪場の使用料の徴収・納入に関する業務	1
3. 施設・設備の貸出しに関する業務	1
4. 利用者サービスの提供に関する業務	1
5. 広報・宣伝に関する業務	2
III. 施設の管理に関する業務の基準	2
1. 駐輪場の施設及び付帯施設の維持管理に関する業務	2
2. 環境維持管理に関する業務	2
3. 施設保全に関する業務	2
4. 物品管理に関する業務	3
5. 危機管理に関する業務	3
IV. 自主事業	3
V. その他の業務に関する基準	3
1. 事業計画書の提出	3
2. 業務報告書, 事業報告書の提出	4
3. 利用者アンケート調査の実施	4
4. モニタリングの実施	4
5. 指定管理者選定委員会からの評価・意見への対応	5
6. 関係機関との連絡調整	5
7. 指定期間終了による引継業務	5
VI. 業務従事者の配置等に関する基準	5
VII. その他	5
1. 監査	5
2. 文書の管理・保管	5
3. 調査・照会	5
4. 被服, 名札	5
5. 経過措置	6
VIII. 附属資料等	6

I. 管理運営に対する基本的な考え方

(1) 設置目的, 役割

龍ヶ崎市龍ヶ崎市駅東駐輪場・龍ヶ崎市佐貫中央第1・第2駐輪場は、駅前の公共空間の確保のため定めた自転車等の放置整理区域において、自転車利用者に駐車場所を提供するための施設です。

(2) 管理運営の基本方針

自転車の特性から利用者の範囲が限定される中で、経費節減に努め、利用者の増加や利便性向上のための取組みを実施し、利用者の安全や安定した施設の管理運営に努めながら、市民から親しまれる施設を目指して下さい。

II. 施設の運営に関する業務の基準

1. 駐輪場の利用登録及び一時利用の承認に関する業務

- ①利用登録申請書の受理並びに利用登録証及び登録ステッカーの交付をすること。
- ②一時利用の承認をすること。
- ③利用登録変更届の受理をすること。
- ④利用登録証再交付申請の受理及び利用登録証の再交付をすること。
- ⑤利用登録取消通知書の送付をすること。

2. 駐輪場の使用料の徴収・納入に関する業務

指定管理者は、施設使用者から龍ヶ崎市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例及び同条例施行規則で規定する使用料の徴収を受託し、徴収した日の翌月10日（土曜日、日曜日、及び祝日にあつては、その翌日以降の直近の金融機関の営業日）までに市へ納入してください。

また、毎月の収納金の払込みに係る報告書を翌月10日までに市に提出してください。

3. 施設・設備の貸出しに関する業務

(1) 利用時間

利用時間及び受付時間については、下記のとおりとします。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、事前に市長の承認を得て、これを変更することができます。

- ①駐輪場は、24時間利用可能とします
- ②駐輪場の利用受付時間は、午前8時30分から午後5時15分（変更可）とします。

4. 利用者サービスの提供に関する業務

(1) 利用者に対する利用案内, 受付, 接遇業務

- ①利用者に対する案内及び駐輪場の利用方法の説明をすること。

- ②利用者に対して登録自転車等の盗難等の防止に関する指導をすること。
- ③駐輪場を不正利用している者に対し注意又は警告等を行うこと。
- ④駐輪場業務に関する問い合わせや苦情に対し適切な説明を行うこと。
- ⑤利用者からの 24 時間電話対応及び夜間等の緊急呼び出しへの現場対応をすること。

(2) 施設利用者へのサービス向上

利用者アンケートなどを通じて利用者のニーズを適時に把握するとともに、クレームや苦情に対して組織的かつ適切に対応し、その結果を施設運営に反映させる仕組みを構築し、常に業務の改善、サービスの向上に努めてください。

5. 広報・宣伝に関する業務

龍ヶ崎市龍ヶ崎市駅東駐輪場・龍ヶ崎市佐貫中央第 1・第 2 駐輪場の利用促進を図るため、積極的に広報・宣伝活動に取り組んでください。

Ⅲ. 施設の管理に関する業務の基準

施設及び設備の機能を維持し、利用者がより快適に施設を利用できる良質な環境を提供できるように、維持管理業務を行ってください。

業務に当たっては、確実性、安全性及び経済性に配慮し、正常に機能しないことが明らかになった場合は適切な方法により対応するとともに、速やかに市に報告してください。

1. 駐輪場の施設及び付帯施設の維持管理に関する業務

- ①施設及び付帯施設（電磁ラック含む）の点検を励行し、損傷や故障等があった場合には、直ちに対応処置を行うこと。
- ②消防法に規定されている事項について遵守すること。
- ③その他駐輪場の施設及び付帯設備の維持管理に関する業務。

2. 環境維持管理に関する業務

- ①駐輪場内の整備、清掃を行うこと。
- ②トイレの清掃及び必要な消耗品を補充すること。

3. 施設保全に関する業務

施設及び設備を安全かつ安心して利用できるように予防保全に努めてください。施設の運営に支障をきたさないように、施設の消耗品や蛍光灯などの電球切れ、破損、故障等を発見した場合は、速やかに交換又は修繕を行ってください。

なお、施設、設備及び備品に係る 1 件当たりの見積価格が 10 万円以下の修繕については、市の承認を得て指定管理者が行うこととし、10 万円を超える修繕については、市が行うこととします。

4. 物品管理に関する業務

市が現有する備品は、無償にて貸与します。

市が現有する備品の詳細については、附属資料3【備品台帳】でご確認ください。

(1) 備品の管理

施設の運営に支障をきたさないよう、備品を適切に管理し、破損、不具合が生じた時は、速やかに市に報告してください。

(2) 備品台帳の更新

毎年度終了後、備品の管理（購入、修繕、廃棄等）状況に応じて、備品台帳を更新し、市へ提出してください。

5. 危機管理に関する業務

(1) 災害等

自然災害、事故、過失等によって、施設及び利用者に災禍が及ぶことのないよう、危機管理体制を構築してください。

また、危機管理対応マニュアルを作成し、業務従事者に徹底するとともに、定期的に訓練や研修を実施してください。なお、事故等発生時には直ちにその旨を市に報告してください。

(2) 防犯対策

指定管理者は駐輪場内を巡回し、無許可駐車・期限切れ駐車に対する警告、無施錠自転車に対する注意、不審者及び無断掲示物の監視業務を励行してください。また、防犯対策の強化に向けて、照明灯を工夫するとともに監視カメラを設置してください。

IV. 自主事業

指定管理者は、本仕様書で定めた業務のほか、事前に施設の使用許可あるいは目的外使用許可を受けて、自らが企画する事業（設置目的の範囲内外）を実施することができます。

実施に要する経費は、指定管理者の負担とし、実施により収入を得られる場合、指定管理者の収入として収受することになります。

なお、自主事業の実施により得られる収益については、管理運営経費への充当が可能です。

V. その他の業務に関する基準

1. 事業計画書の提出

指定管理者は、申請時点の事業計画書の内容を踏まえながら、市と調整を図り、下記の項目を掲載する次年度の事業計画書を毎年2月までに提出してください。

- ①管理運営の年度方針（方針，管理運営目標）
- ②管理運営体制（運営組織図，業務・責任分担，配置計画等）
- ③運営計画（広報，集客，サービス向上，個人情報管理，危機管理等）
- ④主要事業の実施計画（自主事業等）
- ⑤施設維持管理計画（再委託計画等）
- ⑥収支計画

2. 業務報告書，事業報告書の提出

(1) 業務報告書（月報）の提出

下記の項目を掲載する各月の業務報告書（月報）を，翌月の 10 日までに市に提出してください。

- ①管理運営の実施状況（施設・設備の点検状況（再委託分も含む），苦情処理等）
- ②主要事業の実施状況
- ③利用実績（利用者数，稼働率等）
- ④使用料の収入実績，減免実績
- ⑤その他管理の実態を把握するために必要な書類

(2) 事業報告書及び収支決算書の提出

下記の項目を掲載する各年度の事業報告書を，毎年度終了後 2 か月以内に市に提出してください。

- ①管理運営の実績（施設・設備の点検状況（再委託分も含む），苦情処理等）
- ②主要事業の実績
- ③利用実績（利用者数，稼働率等）
- ④使用料の収入実績，減免実績
- ⑤利用者アンケート結果
- ⑥課題分析と提案（管理運営における課題の分析とその解決のための効果的な提案）
- ⑦収支決算書
- ⑧その他管理の実態を把握するために必要な書類

3. 利用者アンケート調査の実施

指定管理者は，龍ヶ崎市龍ヶ崎市駅東駐輪場・龍ヶ崎市佐貫中央第 1・第 2 駐輪場の効率的な運営管理や市民サービス向上のため，市と協議したうえで，「利用者アンケート調査」を毎年度実施し，利用者の意見，ニーズを集約し，アンケート調査結果報告書を提出してください。

4. モニタリングの実施

市は，指定管理者の管理運営業務の遂行状況等を確認するため，業務報告書（月報）や事業報告書等の書類や現地確認等によるモニタリングを実施しますので，対応してください。

5. 指定管理者選定委員会からの評価・意見への対応

龍ヶ崎市指定管理者選定委員会からの評価・意見については、指定管理者内に設けられた理事会等の会議の議題として取り上げ、求められている改善事項等、必要な指示についての対応について協議を行い、その結果を市へ報告してください。

6. 関係機関との連絡調整

指定管理者は、緊急時等における連絡体制を整備し、関係機関に速やかに連絡するとともに、直ちにその旨を市に報告してください。

7. 指定期間終了による引継業務

指定管理者は、指定期間終了時、施設や設備を適切な状態に戻し、指定管理業務期間中に作成した文書やデータ、備品等を市に返却してください。

また、次期指定管理者が円滑に支障なく管理運営が遂行できるよう、十分な引継ぎを行ってください。

VI. 業務従事者の配置等に関する基準

指定管理業務を円滑かつ確実に遂行できるよう、適切な数の業務従事者を配置してください。また、利用者への接遇向上のための計画的な研修に取り組んでください。

VII. その他

1. 監査

地方自治法第 199 条第 7 項の規定により、龍ヶ崎市監査委員が公の施設の指定管理者の出納その他の事務について、実地に調査し、または必要な記録の提出を求める場合がありますので、誠実に対応してください。

2. 文書の管理・保管

施設の指定管理業務に当たり作成し、または取得した文書については、適切に管理・保存してください。

3. 調査・照会

業務又は施設に関し、調査・照会等が実施される場合は、書類、記録の提出及びデータの提供を求める場合がありますので、誠実に対応してください。

4. 被服, 名札

施設の業務従事者は、利用者に施設職員とわかるように、ジャンパー、ポロシャツ等の被服及び名札を着用してください。

5. 経過措置

この仕様書の規定にかかわらず、利用者が令和4年3月31日以前に、現在の指定管理者に対して駐輪場の利用に関する申請等のうち、令和4年4月1日以降の申請等に関するものについては、新たな指定管理者に申請等をしたものとみなします。

ただし、利用者が令和4年3月31日以前に現在の指定管理者に対して支払った令和4年4月1日以降の駐輪場の使用料については、現在の指定管理者が一時的に保管し、受渡しを行い、新たな指定管理者が市へ納入してください。

VIII. 附属資料等

- ① 市営駐輪場事務取扱要領
- ② 近年の駐輪場利用実績、収支決算状況
- ③ 備品台帳

市営駐輪場事務取扱要領

龍ヶ崎市龍ヶ崎市駅東駐輪場・
龍ヶ崎市佐貫中央第1・第2駐輪場

令和2年7月

目 次

1	利用登録における新規と更新について	...	1
	（1）基本的な考え方		
	（2）申請の時期		
	（3）利用期間が経過した場合の対応		
2	月の途中から利用登録する場合の使用料について	...	1
	（1）基本的な考え方		
	（2）計算例解		
3	使用料免除の審査及び決定について	...	1
4	使用料の還付・不還付について	...	2
5	使用料還付の審査及び決定について	...	2
6	使用料還付の計算方法について	...	2
	（1）条例第12条ただし書きの場合		
	・基本的な考え方		
	・計算式		
	・計算例解（龍ヶ崎市駅東駐輪場の場合）		
	（2）規則第9条第2項の場合		
	・基本的な考え方		
	・計算式		
	・計算例解（龍ヶ崎市駅東駐輪場の場合）		
7	その他	...	4
	（1）防犯登録について		
	（2）盗難の場合の措置		
	（3）学生の定義について		
8	資料		
	使用料一覧表	...	5
	特区分使用料一覧表	...	6
	還付金額一覧表	...	8
	龍ヶ崎市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例		
	龍ヶ崎市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則		

1 利用登録における新規と更新について

(1) 基本的な考え方

新規とは、申請日において利用登録がない場合をいう。

更新とは、申請日において利用登録がある場合をいう。

利用期間が経過している者は更新ではなく、新規扱いとする。

(2) 申請の時期

新規の申請は毎日、受け付ける。

更新の申請は、毎月21日から末日までの期間に受け付ける。

(3) 利用期間が経過した場合の対応

4月30日が利用登録の最終日である場合、4月30日までに申請をしない場合は、新規扱いとなり、現在利用している駐輪指定場所へ駐輪することができなくなることもある。

2 月の途中から利用登録する場合の使用料について

(1) 基本的な考え方

1ヶ月の始期は1日とし、終期は末日とする。

月の初日以外から利用する場合には、その利用日数に応じて特区分使用料を適用する。料金については、特区分使用料一覧表のとおりとする。ただし、利用日数によっては一時利用の方が有利な場合もあるので、利用者に対し十分な説明を行わなければならない。

また、特区分使用料を適用する場合には、1ヶ月以上引き続き利用登録しなければならない。従って、特区分使用料のみの利用はできない。

(2) 計算例解（龍ヶ崎市駅東駐輪場の場合）

自転車（屋内・一般）の利用者で令和2年4月21日から6ヶ月間の申請があった場合

4月21日から4月30日までの10日間の特区分使用料は、740円。

5月1日から10月31日までの6ヶ月間の使用料は、12,020円。

よって納入料金は、

$$740円 + 12,020円 = 12,760円$$

3 使用料免除の審査及び決定について（条例第11条、規則第8条）

(1) 免除を受けようとする者は、利用登録申請書及び免除申請書に①身体障害者手帳、②精神障害者保健福祉手帳または③療育手帳のコピーを添えて駐輪場窓口に提出する。（規則・様式第7号）

駐輪場管理員は、決定通知書については後日、市から郵送することを申請者へ伝える。

(2) 指定管理者は、免除を受けようとする者が生活保護法の保護を受けている者の場合、生活安全課へ確認する。

(3) 指定管理者は、提出された書類を遅滞なく審査し、審査した免除申請書を生活安全課へ提出する。

※個人情報が含まれるため、FAXは不可。指定管理者は申請書の提出があった日の翌週に、受け取った申請書原本をまとめて生活安全課へ提出すること。

(4) 生活安全課は、免除決定の通知を申請者及び指定管理者に対して行う。

（規則・様式第8号）

(5) 指定管理者は、上記（1）及び（2）に該当しない事例については、市と協議すること。

4 使用料の還付・不還付について（条例第12条，規則第9条）

（1）還付する場合の例示

- ア 利用者のケガや入院により利用できなくなった場合
- イ 利用者の住所や勤務先の変更により利用できなくなった場合
- ウ 登録自転車が盗難されたことにより利用できなくなった場合

（2）不還付の例示

- ア 交通手段を自転車以外に変更したことにより利用しなくなった場合
- イ 具体的な理由の記載がない場合（例：一身上の都合など）

5 使用料還付の審査及び決定について（条例第12条，規則第9条）

（1）還付を受けようとする者は，還付申請書を駐輪場窓口へ提出する。（規則・様式第9号）

駐輪場管理員は，決定通知書については後日，市から郵送すること・還付金については口座振込となるため時間を要することを申請者へ伝える。

（2）指定管理者は，提出された書類を遅滞なく審査し，審査した還付申請書を生活安全課へ提出する。※個人情報が含まれるため，FAXは不可。指定管理者は申請書の提出があった日の翌週に，受け取った申請書原本をまとめて生活安全課へ提出すること。

（3）生活安全課は，還付決定の通知を申請者及び指定管理者に対して行うとともに，申請者に対し口座振込による還付を行う。（規則・様式第10号）

（4）指定管理者は，還付申請について疑義がある場合には，市と協議すること。

6 使用料還付の計算方法について（条例第12条，規則第9条）

（1）条例第12条ただし書きの場合

・基本的な考え方

利用者の責めに帰することのできない理由により，利用者が駐輪場を利用することができなくなった場合で，なおかつ利用登録の期間が1月以上残っている場合には，すでに利用した月数分を差し引いた残額を還付する。ただし利用した日数が1月に満たない場合でも1月とする。つまり1日でも利用すれば1月として取り扱う。当然ながら特区分については，還付対象外である。

なお，1円未満は切り捨てるものとする。

また，還付決定にあたって疑義がある場合には，市と協議すること。

・計算式

納入金額÷登録月数＝1月分の使用料

1月分の使用料×利用した月数＝X

納入金額－X＝還付金額

・計算例解（龍ヶ崎市駅東駐輪場の場合）

自転車（一般）の利用者で令和2年9月14日から6ヶ月の申請があり，利用者の責めに帰することのできない理由により，11月13日から利用できなくなった場合

9月14日から9月30日までは，特区分使用料となるため，還付の対象外である。

議題(2)資料2【附属資料①】

10月1日から翌年3月末までの6ヶ月分の使用料は、12,020円。

10月1日から11月12日まで、1ヶ月と12日間（利用した日数が1月に満たない場合でも1月とするため、12日間を1月とする）、計2ヶ月利用したこととなる。

そのため、

$$12,020\text{円} \div 6\text{月} \times 2\text{月} = 4,006.6\cdots\text{円}$$

$$12,020\text{円} - 4,006.6\cdots\text{円} = 8,013.4\cdots\text{円} \approx 8,013\text{円}$$

8,013円の還付となる。

なお、詳細については、還付金額一覧表を参照のこと。

(2) 規則第9条第2項の場合

・基本的な考え方

施設の改修など管理上の理由で駐輪場を利用できなくなった場合は、日割りにより計算する。この場合には特区分使用料についても還付対象となる。

なお、円未満は切り捨てる。また、12ヶ月利用登録で2月29日を含む場合は、366日とする。

・計算式

$$\text{納入金額} \div \text{利用申請日数} \times \text{利用実日数} = \text{利用金額}$$

$$\text{納入金額} - \text{利用金額} = \text{還付額}$$

・計算例解（龍ヶ崎市駅東駐輪場の場合）

自転車（屋内・一般）利用者が令和2年9月14日から6ヶ月の申請があったが、11月13日から利用できなくなった場合

9月14日から9月30日までの17日間は、特区分使用料により1,490円。

10月1日から翌年3月末までの6ヶ月分の使用料は、12,020円。

合計13,510円

利用申請日数は199日

うち利用した日数は61日【17日（9月）+31日（10月）+13日（11月）】

$$\text{納入金額} \div \text{利用申請日数} \times \text{利用実日数} = \text{利用金額}$$

$$= 13,510\text{円} \div 199\text{日} \times 61\text{日} = 4,141.256\cdots\text{円} \approx 4,141\text{円}$$

納入金額から利用金額を差し引くと

$$13,510\text{円} - 4,141\text{円} = 9,369\text{円}$$

9,369円の還付となる。

7 その他

(1) 防犯登録について

自転車の利用者は、防犯登録をすることが法律で義務付けられている。

また、防犯登録をしていれば盗難にあった場合でも、所有者に返還されるケースが多いため未登録車には登録をするように促すこと。

通常は、購入した自転車店で手続きをしてくれる。ホームセンターなどでも行っているので、上記の理由を説明し防犯登録を行うように指導すること。

(2) 盗難の場合の措置

利用者から自転車等が盗難されたという報告があった場合には、その詳細を記録するとともに、利用者には警察へ被害届を提出するように指導すること。

また、利用者に対しては、自転車等にはカギを二重にかけるように常に指導する。口頭だけでなく、駐輪場内にもその旨の掲示をして周知に努めること。

(3) 学生の定義について

学生の定義については、条例別表（第10条関係）の備考欄に記載があるが、「市長が認める施設に通学している者」とは具体的に次の者をいう。

- ・ 専門学校の学生
- ・ 予備校の学生

使用料一覧表（令和2年度以降）

■龍ヶ崎市龍ヶ崎市駅東駐輪場

区分	利用登録			一時利用（1日）
	期間	一般	学生	
自転車 (屋内部分)	1ヶ月	2,240円	2,040円	150円(2時間以内は無料)
	3ヶ月	6,320円	5,810円	
	6ヶ月	12,020円	11,000円	
	12ヶ月	23,830円	21,690円	
	特区分1	740円	680円	
	特区分2	1,490円	1,360円	
自転車 (屋外部分)	1ヶ月	1,730円	1,530円	
	3ヶ月	4,890円	4,280円	
	6ヶ月	9,270円	8,250円	
	12ヶ月	18,430円	16,300円	
	特区分1	570円	510円	
	特区分2	1,150円	1,020円	

■龍ヶ崎市佐貫中央第1・第2駐輪場

区分	利用登録			一時利用（1日）
	期間	一般	学生	
自転車	1ヶ月	2,040円	1,830円	150円(2時間以内は無料)
	3ヶ月	5,810円	5,190円	
	6ヶ月	11,000円	9,880円	
	12ヶ月	21,690円	19,450円	
	特区分1	680円	610円	
	特区分2	1,360円	1,220円	
原動機付 自転車	1ヶ月		3,060円	250円(2時間以内は無料)
	3ヶ月		8,660円	
	6ヶ月		16,500円	
	12ヶ月		32,390円	
	特区分1		1,020円	
	特区分2		2,040円	

※特区分1は利用始期が毎月の暦で21日から31日（定期利用料1カ月分の1/3・端数10円以下切捨て）

※特区分2は利用始期が毎月の暦で11日から20日（定期利用料1カ月分の2/3・端数10円以下切捨て）

※特区分3は利用始期が毎月の暦で1日から10日（定期利用料1カ月分の満額・表中になし）

特区分使用料一覧表（令和2年度以降）

■龍ヶ崎市駅東駐輪場

（単位：円）

特区	利用始期	屋 内		屋 外		【参考】 『一時利用』料金
		一 般	学 生	一 般	学 生	
特区分3	1日	2,240	2,040	1,730	1,530	4,650
	2日	2,240	2,040	1,730	1,530	4,500
	3日	2,240	2,040	1,730	1,530	4,350
	4日	2,240	2,040	1,730	1,530	4,200
	5日	2,240	2,040	1,730	1,530	4,050
	6日	2,240	2,040	1,730	1,530	3,900
	7日	2,240	2,040	1,730	1,530	3,750
	8日	2,240	2,040	1,730	1,530	3,600
	9日	2,240	2,040	1,730	1,530	3,450
	10日	2,240	2,040	1,730	1,530	3,300
特区分2	11日	1,490	1,360	1,150	1,020	3,150
	12日	1,490	1,360	1,150	1,020	3,000
	13日	1,490	1,360	1,150	1,020	2,850
	14日	1,490	1,360	1,150	1,020	2,700
	15日	1,490	1,360	1,150	1,020	2,550
	16日	1,490	1,360	1,150	1,020	2,400
	17日	1,490	1,360	1,150	1,020	2,250
	18日	1,490	1,360	1,150	1,020	2,100
	19日	1,490	1,360	1,150	1,020	1,950
	20日	1,490	1,360	1,150	1,020	1,800
特区分1	21日	740	680	570	510	1,650
	22日	740	680	570	510	1,500
	23日	740	680	570	510	1,350
	24日	740	680	570	510	1,200
	25日	740	680	570	510	1,050
	26日	740	680	570	510	900
	27日	740	680	570	510	750
	28日	740	680	570	510	600
	29日	740	680	570	510	450
	30日	740	680	570	510	300
	31日	740	680	570	510	150
	1ヶ月使用料	2,240	2,040	1,730	1,530	4,650

■佐貫中央第1・第2駐輪場

(単位：円)

特区	利用始期	自転車		原付	【参考】『一時利用』料金	
		一般	学生		自転車	原付
特区分3	1日	2,040	1,830	3,060	4,650	7,750
	2日	2,040	1,830	3,060	4,500	7,500
	3日	2,040	1,830	3,060	4,350	7,250
	4日	2,040	1,830	3,060	4,200	7,000
	5日	2,040	1,830	3,060	4,050	6,750
	6日	2,040	1,830	3,060	3,900	6,500
	7日	2,040	1,830	3,060	3,750	6,250
	8日	2,040	1,830	3,060	3,600	6,000
	9日	2,040	1,830	3,060	3,450	5,750
	10日	2,040	1,830	3,060	3,300	5,500
特区分2	11日	1,360	1,220	2,040	3,150	5,250
	12日	1,360	1,220	2,040	3,000	5,000
	13日	1,360	1,220	2,040	2,850	4,750
	14日	1,360	1,220	2,040	2,700	4,500
	15日	1,360	1,220	2,040	2,550	4,250
	16日	1,360	1,220	2,040	2,400	4,000
	17日	1,360	1,220	2,040	2,250	3,750
	18日	1,360	1,220	2,040	2,100	3,500
	19日	1,360	1,220	2,040	1,950	3,250
	20日	1,360	1,220	2,040	1,800	3,000
特区分1	21日	680	610	1,020	1,650	2,750
	22日	680	610	1,020	1,500	2,500
	23日	680	610	1,020	1,350	2,250
	24日	680	610	1,020	1,200	2,000
	25日	680	610	1,020	1,050	1,750
	26日	680	610	1,020	900	1,500
	27日	680	610	1,020	750	1,250
	28日	680	610	1,020	600	1,000
	29日	680	610	1,020	450	750
	30日	680	610	1,020	300	500
	31日	680	610	1,020	150	250
	1ヶ月使用料	2,040	1,830	3,060	4,650	4,650

還付金額一覧表（令和2年度以降）

■龍ヶ崎市駅東駐輪場

（単位：円）

	契約月数	12ヶ月		6ヶ月		3ヶ月	
	種別	一般	学生	一般	学生	一般	学生
未利用月数 （屋内）	1ヶ月分	1,985	1,807	2,003	1,833	2,106	1,936
	2ヶ月分	3,971	3,615	4,006	3,666	4,213	3,873
	3ヶ月分	5,957	5,422	6,010	5,500	6,320	5,810
	4ヶ月分	7,943	7,230	8,013	7,333		
	5ヶ月分	9,929	9,037	10,016	9,166		
	6ヶ月分	11,915	10,845	12,020	11,000		
	7ヶ月分	13,900	12,652				
	8ヶ月分	15,886	14,460				
	9ヶ月分	17,872	16,267				
	10ヶ月分	19,858	18,075				
	11ヶ月分	21,844	19,882				
	12ヶ月分	23,830	21,690				
未利用月数 （屋外）	1ヶ月分	1,985	1,807	2,003	1,833	2,106	1,936
	2ヶ月分	3,971	3,615	4,006	3,666	4,213	3,873
	3ヶ月分	5,957	5,422	6,010	5,500	6,320	5,810
	4ヶ月分	7,943	7,230	8,013	7,333		
	5ヶ月分	9,929	9,037	10,016	9,166		
	6ヶ月分	11,915	10,845	12,020	11,000		
	7ヶ月分	13,900	12,652				
	8ヶ月分	15,886	14,460				
	9ヶ月分	17,872	16,267				
	10ヶ月分	19,858	18,075				
	11ヶ月分	21,844	19,882				
	12ヶ月分	23,830	21,690				

■佐貫中央第1・第2駐輪場

（単位：円）

	契約月数	12ヶ月		6ヶ月		3ヶ月	
	種別	一般	学生	一般	学生	一般	学生
未利用月数 （自転車）	1ヶ月分	1,807	1,620	1,833	1,646	1,936	1,730
	2ヶ月分	3,615	3,241	3,666	3,293	3,873	3,460
	3ヶ月分	5,422	4,862	5,500	4,940	5,810	5,190
	4ヶ月分	7,230	6,483	7,333	6,586		
	5ヶ月分	9,037	8,104	9,166	8,233		
	6ヶ月分	10,845	9,725	11,000	9,880		
	7ヶ月分	12,652	11,345				
	8ヶ月分	14,460	12,966				
	9ヶ月分	16,267	14,587				
	10ヶ月分	18,075	16,208				
	11ヶ月分	19,882	17,829				
	12ヶ月分	21,690	19,450				
未利用月数 （原動機付 自転車）	1ヶ月分	2,699		2,750		2,886	
	2ヶ月分	5,398		5,500		5,773	
	3ヶ月分	8,097		8,250		8,660	
	4ヶ月分	10,796		11,000			
	5ヶ月分	13,495		13,750			
	6ヶ月分	16,195		16,500			
	7ヶ月分	18,894					
	8ヶ月分	21,593					
	9ヶ月分	24,292					
	10ヶ月分	26,991					
	11ヶ月分	29,690					
	12ヶ月分	32,390					

○龍ヶ崎市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例

平成17年6月21日

条例第23号

龍ヶ崎市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例(平成6年龍ヶ崎市条例第3号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この条例は、龍ヶ崎市自転車等駐車場(以下「駐輪場」という。)の設置及び管理に関し必要な事項を定めることにより、駅周辺環境整備を図り、もって道路交通の円滑化並びに自転車及び原動機付自転車を利用する者の利便に資することを目的とする。

(名称及び位置)

第2条 駐輪場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
龍ヶ崎市龍ヶ崎市駅東駐輪場	龍ヶ崎市佐貫3丁目4番地2
龍ヶ崎市佐貫中央第1駐輪場	龍ヶ崎市佐貫1丁目10番地1
龍ヶ崎市佐貫中央第2駐輪場	龍ヶ崎市佐貫3丁目14番地1

(指定管理者による管理)

第3条 市長は、第1条の目的を達成するため、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定に基づき、駐輪場の管理を法人その他の団体であつて、指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせるものとする。

(利用対象)

第4条 駐輪場を利用できる車両は、次に掲げる車両(以下「自転車等」という。)とする。

- (1) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第11号の2に規定する自転車
- (2) 道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第1条第1項第1号に規定する原動機付自転車(二輪車に限る。)

(利用時間)

第5条 駐輪場の利用時間は、午前0時から午後12時までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

(利用登録)

第6条 駐輪場を一定期間継続的に利用しようとする者(以下「申請者」という。)は、指定管理者に申請し、駐輪場を利用するための登録(以下「利用登録」という。)をしなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定による利用登録をしたときは、申請者に対し、利用登録証を交付するものとする。

3 第1項の規定による利用登録に関する受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

(一時利用)

第7条 指定管理者は、利用登録を受けていない者の駐輪場の一時利用を承認することができる。

(禁止行為)

第8条 駐輪場を利用する者(以下「利用者」という。)は、駐輪場内において、次に掲げる行為をして

議題(2)資料2【附属資料①】

はならない。

- (1) 駐輪場の施設若しくは附帯設備又は駐車中の他の自転車等を破損し、又は汚損すること。
- (2) 他の自転車等の駐車を妨げること。
- (3) 火気類を使用すること。
- (4) その他駐輪場の管理に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

(管理上の措置)

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用登録若しくは一時利用の承認を取り消し、又は自転車等の駐輪場からの移動、撤去その他必要な措置を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 利用の権利を譲渡し、又は転貸したとき。
- (3) 公益上必要があると認められるとき。
- (4) その他駐輪場の管理上特に必要と認められるとき。

2 指定管理者は、前項の場合において利用者に損害が生じても、その賠償の責めを負わないものとする。ただし、前項第3号又は第4号に該当する場合は、この限りでない。

3 指定管理者は、第1項の規定による措置を命じようとする場合において、過失なくして当該措置を命ぜられるべき者を確知できないときは、当該措置を自ら行うことができる。

(使用料)

第10条 駐輪場の利用に係る料金(以下「使用料」という。)は、別表のとおりとする。

2 前項の使用料は、市規則で定めるところにより納付しなければならない。

(使用料の免除)

第11条 市長は、前条第1項の規定にかかわらず、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を免除することができる。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けている者
- (2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)の規定による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)の規定による精神障害者保健福祉手帳又は厚生事務次官通達(昭和48年厚生省発児第156号)の規定による療育手帳の交付を受けている者
- (3) その他市長が免除することが適当と認められた者

(使用料の不還付)

第12条 既に納付された使用料は、還付しない。ただし、利用者の責めに帰することのできない理由により、利用者が駐輪場を利用することができなくなったときには、使用料を還付することができる。

(利用の休止)

第13条 市長は、駐輪場の補修その他管理上必要があるときは、駐輪場の利用を休止することができる。

(指定管理者が行う業務の範囲等)

第14条 指定管理者が行う業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 駐輪場の利用登録及び一時利用の承認に関すること。
- (2) 駐輪場の施設及び附帯設備の維持管理に関すること。
- (3) 駐輪場の使用料の徴収及び納入に関すること。
- (4) その他市長が必要と認める業務

(指定管理者の管理の期間)

議題(2)資料2【附属資料①】

第15条 指定管理者が駐輪場の管理を行う期間は、指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間とする。ただし、再指定を妨げない。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、相当の理由があると認める場合は、5年の範囲内で期間を定めることができる。

(原状回復義務)

第16条 利用者は、駐輪場の利用の目的を終了したとき、又は第9条第1項の規定による利用登録若しくは一時利用の承認の取消しの処分を受けたときは、その利用しなくなった駐輪場の施設又は附帯設備を直ちに原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償)

第17条 利用者は、駐輪場の施設又は附帯設備を損壊し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

(市の免責)

第18条 市長は、駐輪場に駐車する自転車等の破損又は滅失については、その責任を負わないものとする。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第3条の規定による指定管理者の指定を受けようとする団体の公募その他の指定に関して必要な行為は、施行日前においても、第15条及び第16条の規定の例により行うことができる。

付 則(平成20年12月24日条例第43号)

(施行期日)

1 この条例は、平成21年9月1日から施行する。

(重要な公の施設及び特に重要な公の施設に関する条例の一部改正)

2 重要な公の施設及び特に重要な公の施設に関する条例(平成13年龍ヶ崎市条例第38号)の一部を次のように改正する。

別表第1第16号中「龍ヶ崎市自転車駐車場」を「龍ヶ崎市自転車等駐車場」に改める。

付 則(平成26年3月28日条例第29号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(龍ヶ崎市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

15 第11条の規定による改正後の龍ヶ崎市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例別表の規定は、施行日以後の利用に係る利用料金について適用し、施行日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

16 この条例の施行の際現になされている自転車等の利用登録に係る利用料金については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則(平成29年3月29日条例第6号)

議題(2)資料2【附属資料①】

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

付 則(平成30年12月21日条例第49号)

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行った駐輪場を利用するための登録の申請(以下「利用登録申請」という。)に係る駐輪場の利用に係る料金(以下「使用料」という。)について適用し、施行日以前に行った利用登録申請に係る使用料については、なお従前の例による。

付 則(令和元年7月3日条例第2号抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、第1条から第5条、第8条、第9条、第11条及び第12条の規定は、公布の日から施行する。

(龍ヶ崎市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

11 第9条の規定による改正後の龍ヶ崎市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例別表の規定は、適用日以後の利用に係る利用料金に適用し、適用日以前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

12 適用日において現になされているその利用期間が適用日以前から適用日以後にわたる自転車等の利用登録に係る利用料金については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表(第10条関係)

1 龍ヶ崎市佐貫駅東駐輪場

区分	利用登録			一時利用(1日)
	期間	一般	学生	
自転車(屋内部分)	1月	2,240円	2,040円	150円(2時間以内は無料)
	3月	6,320円	5,810円	
	6月	12,020円	11,000円	
	12月	23,830円	21,690円	
自転車(屋外部分)	1月	1,730円	1,530円	
	3月	4,890円	4,280円	
	6月	9,270円	8,250円	
	12月	18,430円	16,300円	

2 龍ヶ崎市佐貫中央第1・第2駐輪場

区分	利用登録			一時利用(1日)
	期間	一般	学生	
自転車	1月	2,040円	1,830円	150円(2時間以内は無料)
	3月	5,810円	5,190円	
	6月	11,000円	9,880円	
	12月	21,690円	19,450円	
原動機付自転車	1月	3,060円	1月	250円(2時間以内は無料)
	3月	8,660円	3月	
	6月	16,500円	6月	
	12月	32,390円	12月	

備考 「学生」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条の規定に基づく学校又はこれらに類するものとして市長が認める施設に通学している者をいい、「一般」とは、学生以外の者をいう。

○龍ヶ崎市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則

平成21年2月16日

規則第4号

龍ヶ崎市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則(平成17年龍ヶ崎市規則第37号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、龍ヶ崎市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例(平成17年龍ヶ崎市条例第23号。以下「条例」という。)第20条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用登録の申請)

第2条 条例第6条第1項の規定により龍ヶ崎市自転車等駐車場(以下「駐輪場」という。)を一定期間継続的に利用しようとする者(以下「申請者」という。)は、龍ヶ崎市自転車等駐車場利用登録申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を条例第3条の規定により駐輪場の管理の指定を受けたもの(以下「指定管理者」という。)に提出しなければならない。

(利用登録証の交付)

第3条 指定管理者は、条例第6条第2項の規定による利用登録をしたときは、申請者に龍ヶ崎市自転車等駐車場利用登録証(様式第2号。以下「登録証」という。)及び登録ステッカー(様式第3号)を交付するものとする。

(登録事項の変更)

第4条 条例第6条第1項の規定による登録を受けた者(以下「利用登録者」という。)は、登録事項に変更が生じたときは、龍ヶ崎市自転車等駐車場利用登録変更届(様式第4号)により速やかに指定管理者に届け出なければならない。

(再交付)

第5条 利用登録者は、第3条に規定する登録証等を紛失し、又は破損したときは、指定管理者に龍ヶ崎市自転車等駐車場利用登録証再交付申請書(様式第5号)を提出し、再交付を受けるものとする。

(利用登録の取消し)

第6条 指定管理者は、条例第9条第1項の規定により駐輪場の利用登録を取り消すときは、龍ヶ崎市自転車等駐車場利用登録取消通知書(様式第6号)により利用登録者に通知するものとする。

(利用料金使用料の納付)

第7条 条例第10条に規定する利用料金使用料は、第3条に規定する登録証の交付を受けたとき時、又は条例第7条に規定する一時利用をするとき時、若しくは一時利用をしたとき時に納付する指定管理者に納付するものとする。

2 指定管理者は、前項の規定により納付を受けた使用料を市へ納入しなければならない。

(利用料金使用料の免除)

第8条 条例第12条第11条の規定による利用料金使用料の免除を受けようとする者は、龍ヶ崎市自転車等駐車場利用料金免除申請書龍ヶ崎市自転車等駐車場使用料免除申請書(様式第7号)を指定管理者市長に提出しなければならない。ただし、条例第7条の規定による一時利用承認については、この限りでない。

議題(2)資料2【附属資料①】

2 指定管理者市長は、前項の規定による申請があったときは、遅滞なくその内容を審査し、市長の承認を得て、当該申請に対する決定を行い、龍ヶ崎市自転車等駐車場利用料金免除通知書龍ヶ崎市自転車等駐車場使用料免除通知書(様式第8号)により当該申請者及び指定管理者に通知するものとする。

(利用料金使用料の還付)

第9条 条例第13条ただし書第12条ただし書の規定による利用料金使用料の還付は、利用登録の期間が1月以上残っている場合に限り行うものとし、既に利用した月数分(1月に満たないときは、1月とする。)の利用料金使用料を差し引いた残額を還付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、施設の改修等管理上の理由で駐輪場を使用できなくなった場合は、日割り計算により還付するものとする。

3 還付を受けようとする者は、龍ヶ崎市自転車等駐車場利用料金還付申請書龍ヶ崎市自転車等駐車場使用料還付申請書(様式第9号)を指定管理者市長に提出しなければならない。

4 指定管理者市長は、前項の規定による申請があったときは、遅滞なくその内容を審査し、市長の承認を得て、当該申請に対する決定を行い、龍ヶ崎市自転車等駐車場利用料金還付通知書龍ヶ崎市自転車等駐車場使用料還付通知書(様式第10号)により当該申請者及び指定管理者に通知するものとする。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年9月1日から施行する。

(準備行為)

2 この規則による改正後の龍ヶ崎市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則様式第11号から様式第14号までは、この規則の施行前においても、使用することができる。

付 則(平成27年5月26日規則第25号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成28年2月24日規則第3号)

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の龍ヶ崎市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則の規定にかかわらず、この規則による改正前の龍ヶ崎市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則の規定による様式については、当分の間、これを補正して使用することができる。

付 則(平成29年3月31日規則第15号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

付 則(平成31年1月21日規則第2号)

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の龍ヶ崎市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則の規定にかかわらず、この規則による改正前の龍ヶ崎市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則の規定による様式については、当分の間、これを補正して使用することができる。

駐輪場利用実績

龍ヶ崎市駅東														
利用者数 (人)	年度		H27		H28		H29		H30		R元		R2	
	管理者		日本環境 マネジメント(株)		(公社)シルバー 人材センター		(公社)シルバー 人材センター		(公社)シルバー 人材センター		(公社)シルバー 人材センター		(公社)シルバー 人材センター	
	区分	定数	人数	前年比	人数	前年比	人数	前年比	人数	前年比	人数	前年比	人数	前年比
定期	A (1階)	239	2,748	-	2,726	-22	2,782	+56	2,773	-9	2,762	-11	2,463	-299
	B (2階)	232	2,519	-	2,321	-198	2,450	+129	2,592	+142	2,382	-210	1,743	-639
	C (屋外)	51	566	-	596	+30	601	+5	579	-22	573	-6	508	-65
	合計	522	5,833	-	5,643	-190	5,833	+190	5,944	+111	5,717	-227	4,714	-1,003
一時	利用券	12	2,154	-	1,744	-410	1,686	-58	1,449	-237	1,072	-377	690	-382
	電磁ロック	54	19,542	-	18,704	-838	18,660	-44	18,825	+165	17,571	-1,254	12,924	-4,647
	合計	66	21,696	-	20,448	-1,248	20,346	-102	20,274	-72	18,643	-1,631	13,614	-5,029
佐貫中央第1・第2														
・第1														
利用者数	年度		H27		H28		H29		H30		R元		R2	
	管理者		日本環境 クリアー(株)		日本環境 クリアー(株)		日本環境 クリアー(株)		日本環境 クリアー(株)		(公社)シルバー 人材センター		(公社)シルバー 人材センター	
	区分	定数	人数	前年比	人数	前年比	人数	前年比	人数	前年比	人数	前年比	人数	前年比
定期	A (自転車)	277	1,201	-	1,153	-48	1,060	-93	1,022	-38	981	-41	797	-184
	B (原付)	100	566	-	586	+20	566	-20	535	-31	463	-72	332	-131
	合計	377	1,767	-	1,739	-28	1,626	-113	1,557	-69	1,444	-113	1,129	-315
一時	自転車	10	1,571	-	1,169	-402	868	-301	897	+29	764	-133	435	-329
	原付	8	1,078	-	1,404	+326	1,276	-128	1,386	+110	1,475	+89	749	-726
	合計	18	4,416	-	4,312	-104	3,770	-542	2,283	-1,487	2,239	-44	1,184	-1,055
・第2														
利用者数	年度		H27		H28		H29		H30		R元		R2	
	管理者		日本環境 クリアー(株)		日本環境 クリアー(株)		日本環境 クリアー(株)		日本環境 クリアー(株)		(公社)シルバー 人材センター		(公社)シルバー 人材センター	
	区分	定数	人数	前年比	人数	前年比	人数	前年比	人数	前年比	人数	前年比	人数	前年比
定期	C (自転車)	402	2,571	-	2,258	-313	1,933	-325	1,948	+15	1,663	-285	1,142	-521
	D (原付)	30	213	-	169	-44	206	+37	172	-34	177	+5	78	-99
	合計	432	2,784	-	2,427	-357	2,139	-288	2,120	-19	1,840	-280	1,220	-620
一時	自転車	5	2,661	-	2,575	-86	2,461	-114	2,204	-257	2,381	+177	1,563	-818
	原付	6	345	-	379	+34	406	+27	244	-162	275	+31	223	-52
	合計	11	5,790	-	5,381	-409	5,006	-375	2,448	-2,558	2,656	+208	1,786	-870

龍ヶ崎市駅乗車数推移 (1日/平均人数)

JR東日本HPから抜粋_R3.4.12

区分		H27		H28		H29		H30		R元		R2	
乗車数	定期	10,059	-27	9,795	-264	9,569	-226	9,371	-198	9,216	-155		
	定期以外	3,400	+109	3,378	-22	3,426	+48	3,453	+27	3,312	-141		
	合計	13,459	+82	13,173	-286	12,995	-178	12,824	-171	12,528	-296		
JR東日本エリア駅順位		247位	-2	251位	-4	254位	-3	255位	-1	256位	-1		

※現在、JR東日本エリアには全部で928の駅がある。

※11年前のH22は、合計14,440人で227位

決算状況明細

(千円) ※R元から3施設を一体で管理。 (千円)

龍ヶ崎市駅東 (レンタサイクル除く)										龍ヶ崎市駅東・佐貫中央第1・第2 (レンタサイクル除く)									
年度		H27	H28	H29	H30	備考				R元		R2		R3		備考			
管理者		日本環境 マネジメント㈱	(公社)シルバー 人材センター	(公社)シルバー 人材センター	(公社)シルバー 人材センター					(公社)シルバー 人材センター	(公社)シルバー 人材センター	(公社)シルバー 人材センター							
支出	運営費	指定管理者	4,000	-	1,500	-2,500	1,500	±0	1,500	±0	2,000	+475	2,000	±0					
		龍ヶ崎市	0	-	0	±0	0	±0	0	±0	0	±0	0	±0					
		龍ヶ崎市債権	0	-	0	±0	0	±0	0	±0	0	±0	0	±0					
	人件費	指定管理者	4,158	-	4,825	+667	4,765	-60	4,718	-47	11,379	-1,298	13,880	+2,501					
		龍ヶ崎市	0	-	0	±0	0	±0	0	±0	0	±0	0	±0					
		龍ヶ崎市債権	0	-	0	±0	0	±0	0	±0	0	±0	0	±0					
	納付金	指定管理者債務	5,479	-	5,400	-79	5,335	-65	5,305	-30	0	-7,305	0	±0				(納付金)	
		龍ヶ崎市債務	0	-	0	±0	0	±0	0	±0	20,679	+20,679	20,329	-350				(指定管理料)	
	他経費	管理費	光熱水費	386	-	357	-29	360	+3	356	-4	787	-42	780	-7				
			通信運搬費	81	-	74	-7	74	±0	78	+4	157	-8	156	-1				
			修繕費	61	-	27	-34	35	+8	56	+21	121	-904	136	+15				
			消耗品費	18	-	414	+396	337	-77	579	+242	867	+125	805	-62				
			警備委託料	221	-	221	±0	221	±0	264	+43	420	+130	561	+141				
			賃借料	38	-	437	+399	469	+32	490	+21	539	+49	1,017	+478				
			什器備品費	0	-	32	+32	0	-32	0	±0	286	+286	99	-187				
印刷製本費			139	-	385	+246	105	-280	184	+79	256	+72	476	+220					
通信運搬費			25	-	0	-25	0	±0	0	±0	0	-87	0	±0					
龍ヶ崎市			0	-	0	±0	0	±0	0	±0	0	±0	0	±0					
計	指定管理者	14,606	-	13,672	-934	13,201	-471	13,530	+329	16,812	+3,282	19,910	+3,098						
	龍ヶ崎市	0	-	0	±0	0	±0	0	±0	20,679	+20,679	20,329	-350						
収入	債権1	指定管理者債権	13,765	-	13,223	-542	13,213	-10	13,728	+515	0	-21,784	0	±0				(使用料)	
		龍ヶ崎市債権	0	-	0	±0	0	±0	0	±0	19,901	+19,901	15,391	-4,510				(使用料)	
	債権2	指定管理者債権	0	-	0	±0	0	±0	0	±0	20,679	+20,679	20,329	-350				(指定管理料)	
		龍ヶ崎市債権	5,479	-	5,400	-79	5,335	-65	5,305	-30	0	-7,305	0	±0				(納付金)	
計	指定管理者	13,765	-	13,223	-542	13,213	-10	13,728	+515	20,679	-1,105	20,329	-350						
	龍ヶ崎市	5,479	-	5,400	-79	5,335	-65	5,305	-30	19,901	+12,596	15,391	-4,510						
収支	計	指定管理者	-841	-	-449	-392	12	+461	198	+186	3,867	+6,355	419	-3,448					
		龍ヶ崎市	5,479	-	5,400	-79	5,335	-65	5,305	-30	-778	-8,083	-4,938	-4,160					

※『R2』決算状況は、使用料以外を2月時点の中間決算報告値から一時的に採用している。この分は後日(5月)、最終報告を受け次第、訂正する予定。

佐貫中央第1・第2 (レンタサイクル除く)											
年度		H27	H28	H29	H30	備考					
管理者		日本環境 クリアー㈱	日本環境 クリアー㈱	日本環境 クリアー㈱	日本環境 クリアー㈱						
支出	運営費	指定管理者	439	-	26	-413	25	-1	25	±0	
		龍ヶ崎市	0	-	0	±0	0	±0	0	±0	
		龍ヶ崎市債権	0	-	0	±0	0	±0	0	±0	
	人件費	指定管理者	7,729	-	8,845	+1,116	8,158	-687	7,959	-199	
		龍ヶ崎市	0	-	0	±0	0	±0	0	±0	
	納付金	指定管理者債務	2,100	-	2,200	+100	2,000	-200	2,000	±0	
		龍ヶ崎市債務	0	-	0	±0	0	±0	0	±0	
	他経費	管理費	光熱水費	454	-	420	-34	452	+32	473	+21
			修繕費	0	-	27	+27	27	±0	9	-18
			消耗品費	960	-	90	-870	960	+870	95	-865
			警備委託料	69	-	98	+29	65	-33	26	-39
			賃借料	26	-	26	±0	26	±0	0	-26
			管理作業費	0	-	0	±0	0	±0	960	+960
			事務用消耗品	27	-	8	-19	69	+61	68	-1
			印刷製本費	0	-	0	±0	0	±0	0	±0
通信運搬費			79	-	83	+4	83	±0	87	+4	
龍ヶ崎市			0	-	0	±0	0	±0	0	±0	
計	指定管理者	11,883	-	11,823	-60	11,865	+42	10,742	-1,123		
	龍ヶ崎市	0	-	0	±0	0	±0	0	±0		
収入	債権1	指定管理者債権	9,963	-	8,977	-986	8,244	-733	8,056	-188	
		龍ヶ崎市債権	0	-	0	±0	0	±0	0	±0	
	債権2	指定管理者債権	0	-	0	±0	0	±0	0	±0	
		龍ヶ崎市債権	2,100	-	2,200	+100	2,000	-200	2,000	±0	
計	指定管理者	9,963	-	8,977	-986	8,244	-733	8,056	-188		
	龍ヶ崎市	2,100	-	2,200	+100	2,000	-200	2,000	±0		
収支	計	指定管理者	-1,920	-	-2,846	-926	-3,621	-775	-2,686	+935	
		龍ヶ崎市	2,100	-	2,200	+100	2,000	-200	2,000	±0	

		H27	H28	H29	H30				
使用料内訳 (千円)	龍ヶ崎市駅東	13,765	-	13,223	-542	13,213	-10	13,338	515
	中央第1	4,234	-	4,222	-12	3,857	-365	3,891	+34
	中央第2	5,729	-	4,755	-974	4,387	-368	4,165	-222
	中央計	9,963	-	8,977	-986	8,244	-733	8,056	-188
	合計	23,728	-	22,200	-1,528	21,457	-743	21,394	-63

		R元	R2	R3			
		12,725	-613	10,256	-2,469		
		3,540	-351	2,642	-898		
		3,636	-529	2,493	-1,143		
		7,176	-880	5,135	-2,041		
		19,901	-1,493	15,391	-4,510		

		H27	H28	H29	H30				
関係機関 損得状況 (千円) ※収支計	日本環境 マネジメント㈱	-841	-	-	-	-	-	-	-
	日本環境 クリアー㈱	-1,920	-	-2,846	-926	-3,621	-775	-2,686	+935
	(公社)シルバー 人材センター	-	-	-449	+392	12	+461	198	+186
	龍ヶ崎市	7,579	-	7,600	+21	7,335	-265	7,305	-30

		R元	R2	R3			
		-	-	-	-		
		-	-	-	-		
		3,867	+6,355	419	-3,448		
		-778	-8,083	-4,938	-4,160		

備品台帳

■龍ヶ崎市駅東駐輪場

付帯設備	数量	備考
ラック	239台	駐輪場1階
ラック	232台	駐輪場2階
ラック	51台	別棟
電磁ラック	54台	精算機1台含む
事務机	1基	
事務椅子	1脚	
事務室折りたたみ椅子	1脚	
事務室エアコン	1基	
キャビネット	1基	
金庫	1個	
冷蔵庫	1台	
倉庫ロッカー	1台	
倉庫内テーブル	1基	
屋外テーブル	1基	
流し台	1台	
衣料ロッカー	1台	
排煙装置(ハンドル)	1個	
水道栓	1個	

■佐貫中央第1駐輪場

付帯設備	数量	備考
事務机	1基	W900×D640×H720
事務椅子	1脚	
事務室エアコン	1基	東芝製・室内機, 室外機
キャビネット	1基	コクヨW800×D400×H940
立看板	1基	「一時利用」表記二つ折り看板

■佐貫中央第2駐輪場

付帯設備	数量	備考
事務机	1基	W900×D640×H720
事務椅子	1脚	
事務室エアコン	1基	東芝製・室内機, 室外機
事務室パイプ椅子	1脚	
キャビネット	1基	
立看板	1基	「一時利用」表記二つ折り看板